

原規防発第121016001号
平成24年10月17日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

原子力規制委員会
NRA-06d-12-002
NRA-09d-12-003

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第3号機タービン建屋内における放射
放射性物質を含む水の漏えいについて（指示）

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所第3号機（以下「3号機」という。）のタービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいについて、平成24年10月15日に東京電力株式会社から連絡を受けたところです。この連絡によると、今回の漏えいは、同年8月14日に発生した同発電所第4号機（以下「4号機」という。）のタービン建屋内における放射性物質を含む水の漏えいと同一の耐圧ホースから発生しています。

当委員会としては、同年8月14日の漏えいと同様の漏えいが発生したことを受け、下記の対応を求めるとともに、その結果について同年10月31日までに報告することを求めます。

記

1. 3号機タービン建屋の耐圧ホースから放射性物質を含む水が漏えいした原因究明を行うこと。
2. 平成24年8月14日に発生した4号機タービン建屋の放射性物質を含む水が移送する耐圧ホースから漏えいした事案について東京電力株式会社より旧原子力安全・保安院に対して報告を行っているが、当該報告における再発防止対策等が本事象に照らして十分なものか検証を行うこと。
3. 2.で行った検証結果に応じ、更なる再発防止対策等を検討すること。

以上